

# 国立大学法人電気通信大学若手研究者未来基金規程

令和 2年11月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程（以下「基金規程」という。）第8条の2の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学若手研究者未来基金（以下「若手研究者未来基金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 若手研究者未来基金は、基金規程第4条第3号の事業のうち、学生又は不安定な雇用状態にある研究者が行う研究活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 若手研究者未来基金は、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(若手研究者未来基金の構成)

第4条 若手研究者未来基金は、若手研究者未来基金への寄附及びその運用益をもって構成する。

(若手研究者未来基金の管理)

第5条 若手研究者未来基金の管理は、これを独立して行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、若手研究者未来基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月11日から施行し、令和2年9月30日から適用する。